

唐花見湿原県自然環境保全
地域指定書及び保全計画書

昭和59年3月

長野県

唐花見湿原県自然環境保全地域

1. 指 定 理 由

唐花見湿原は、北安曇郡八坂村にあり、大町市街地の南東ほぼ3.5キロメートルに位置する。

唐花見湿原は、丘陵性山地の斜面上部の凹地に、長年月を経て形成された大型のスゲ類が優占する低層湿原で、人里近くにありながら開田されずに残った数少ない湿原である。

この湿原には、水の深いところに群生するヒツジグサ群落、泥湿地に群生するヨシーハリミズゴケ群落、ミカヅキグサ群落、やや乾燥したところに群生するズミ群落、レンゲツツジーヤマドリゼンマイ群落など湿原特有の多種の植物群落が見られる。

また、トンボ類の内、カラカネトンボ、ネキトンボなど分布上貴重な種類が確認されるほか、高山寒地性のものと暖地性のものが共存するなどの特異性を有し、自然環境が優れている。

このような優れた自然環境を保全するため、長野県自然保護条例第7条第1項第4号及び第5号の規定に基づき県自然環境保全地域として指定する。

2. 自然環境の概要

(1) 植 生

この地域の植生は、水の深いところにはヒツジグサ、ヨシ、クサヨシ、タヌキモが、水の浅いところにはハリミズゴケが群生している。また、比較的湿り気の多いところにはオオミズゴケ、ムラサキミズゴケなどがカーペット状に地表を覆い、これに混じってサワギキョウ、ミカヅキグサ、オオイヌノハナヒゲなどが生育している。湿原の周辺部及び湿原内のやや乾燥したところにはレンゲツツジ、ノリウツギ、イソノキ、ミヤマウメモドキ、ズミなどの低木類のほか、羊歯類のヤマドリゼンマイ、蘚苔類のウマスギゴケ、オオ

ヒモゴケ、地衣類のアカミゴケ、コアカミゴケなどが生育している。

(2) 野生動物

この地域には、トンボ類が15種類確認されている。特に、高山寒地性のカラネトンボなどと暖地性のネキトンボなどが同地域に生息していることは貴重である。

(3) 地形・地質・自然現象

この地域は、フォッサマグナ西縁の糸魚川—静岡構造線に沿って南北に走る丘陵性の第三紀^{しゅう}褶曲山地である中山山地の中央部に位置し、この山地の東側斜面上部の浅い「小盆地」地形の平坦部に発達している。

唐花見湿原は、標高 945メートルで、長径 750メートル、短径 300 から 350メートルの広がりをもつ、洪積世末期に堆積したローム層の上にできた湿原で、泥炭や黒泥土を堆積している。

気候は、中央高地気候区に属し、年平均気温は約11℃で、降水量は年間約 1,300 ミリメートルである。

3. 区 域

(1) 区域の概要

本地域は、南鷹狩山の山麓部の凹地に発達した標高 945メートルの湿原地帯である。

(2) 位置及び区域

長野県北安曇郡八坂村字唐花見の一部及び水涌の全部
別添図面のとおり

(3) 面積

8.77ヘクタール

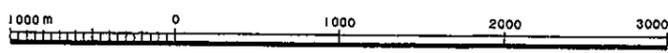
(4) 土地所有関係

公有地及び民有地

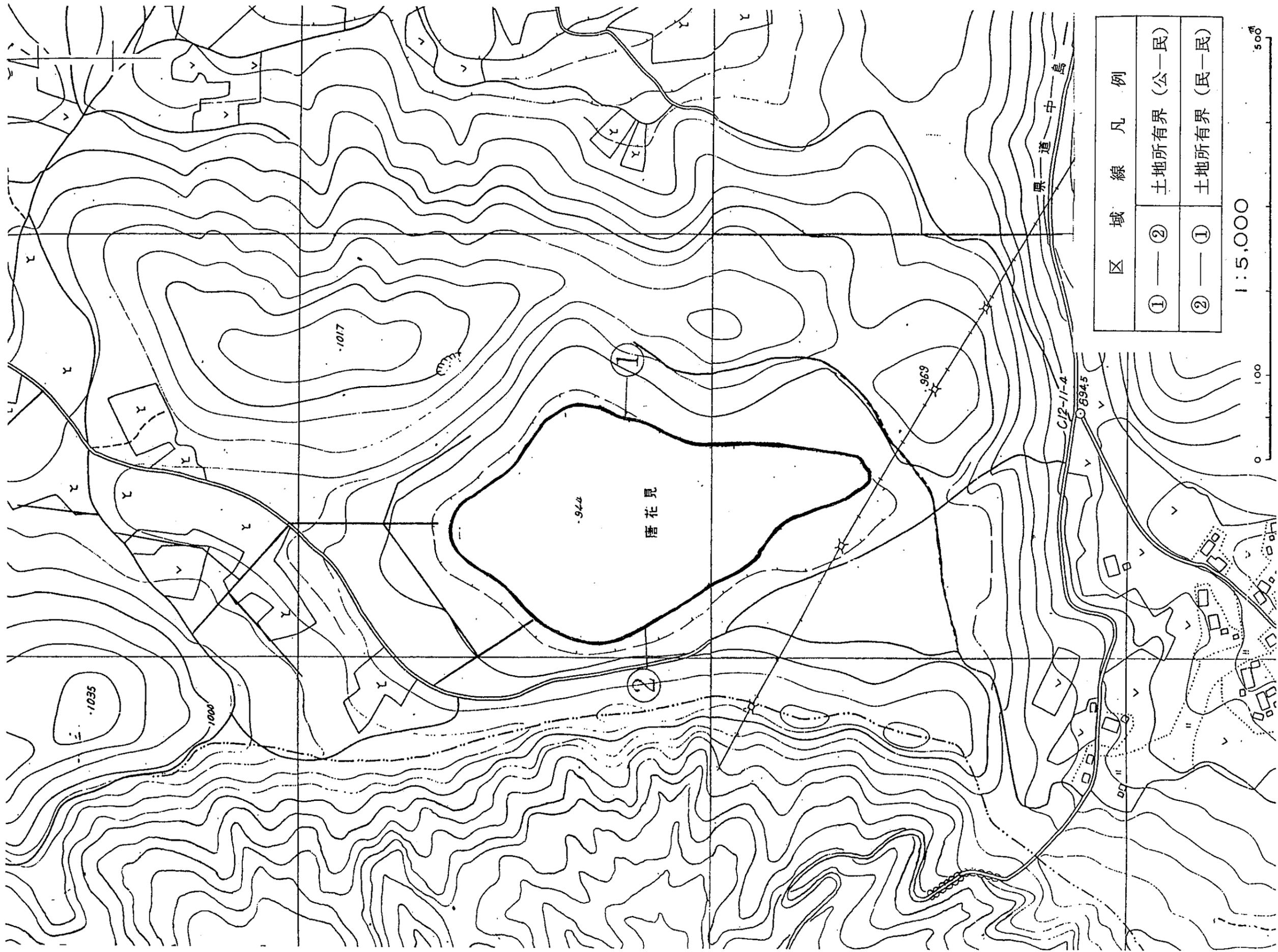
唐花見湿原県自然環境保全地域位置図



1:50,000

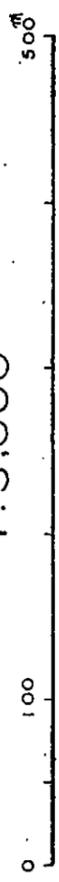


唐花見湿原県自然環境保全地域区域図



区域線凡例	
①——②	土地所有界(公—民)
②——①	土地所有界(民—民)

1:5,000



唐花見湿原県自然環境保全地域に関する保全計画

1. 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

人里近くにある比較的大規模な低層湿原である。

唐花見湿原には、ヒツジグサ、ハリミズゴケなどの湿原特有の多様な植物群落のほか、トンボ類の内、カラカネトンボ、ネキトンボなど分布上貴重な種類が見受けられる。

(2) 権利制限関係等の概要

保安林及び天然記念物等の指定はない。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

唐花見湿原の優れた植生と昆虫類を保護するため、全域を特別地区に指定し、長野県自然保護条例第10条第3項各号に掲げる行為について規制する。

(4) 保全施設に関する方針

管理上必要な巡視歩道及び標識を設置し、制札及び植生復元施設等は、必要に応じて設ける。

2. 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	位置及び区域	面 積	土地所有別 面 積	摘 要
唐花見湿原 特別地区	長野県北安曇郡八坂村 字唐花見 8081, 8082, 8083 及び水涌 43 別添図面のとおり	(ha) 8.77	(ha) 公有地 4.79 私有地 3.98	地域全域を 特別地区とす る。

総 括 表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
土地所有別 面 積 (ha)	0	4.79	3.98	0	0	0	0	4.79	3.98
地区別面積 (ha)	8.77			0			8.77		
地区別比率 (%)	100			0			100		

3. 保全のための規制に関する事項

条例第10条第3項ただし書きの規定による許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
長野県北安曇郡 八坂村字唐花見 の一部及び水涌 の全部	原則として択伐（択伐率は現在蓄積の30%以内）とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化をおよぼすおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ヘクタール以内、伐区は努めて分散させる）を行うことができる。	(ha) 8.77	(ha) 公有地 4.79 民有地 3.98

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法 限 度	禁 伐 等			30%以 内 等			そ の 他 の 方 法 ・ 限 度			合 計		
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
土地所有別 面積 (ha)	0	0	0	0	4.79	3.98	0	0	0	0	4.79	3.98
方法・限度 別面積 (ha)	0			8.77			0			8.77		
方法・限度 別比率 (%)	0			100			0			100		

4. 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設 名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
唐花見湿原 巡視歩道	(起点) (終点) 長野県北安曇郡八坂村 字唐花見及び字水涌	延長 2,100 メートル 巾員 1.0 メートル	新設	
標識	長野県北安曇郡八坂村 字唐花見及び字水涌		新設	制札、境界杭を含む。 必要箇所に設置する。
別添図面のとおり				

唐花見湿原県自然環境保全地域特別地区図

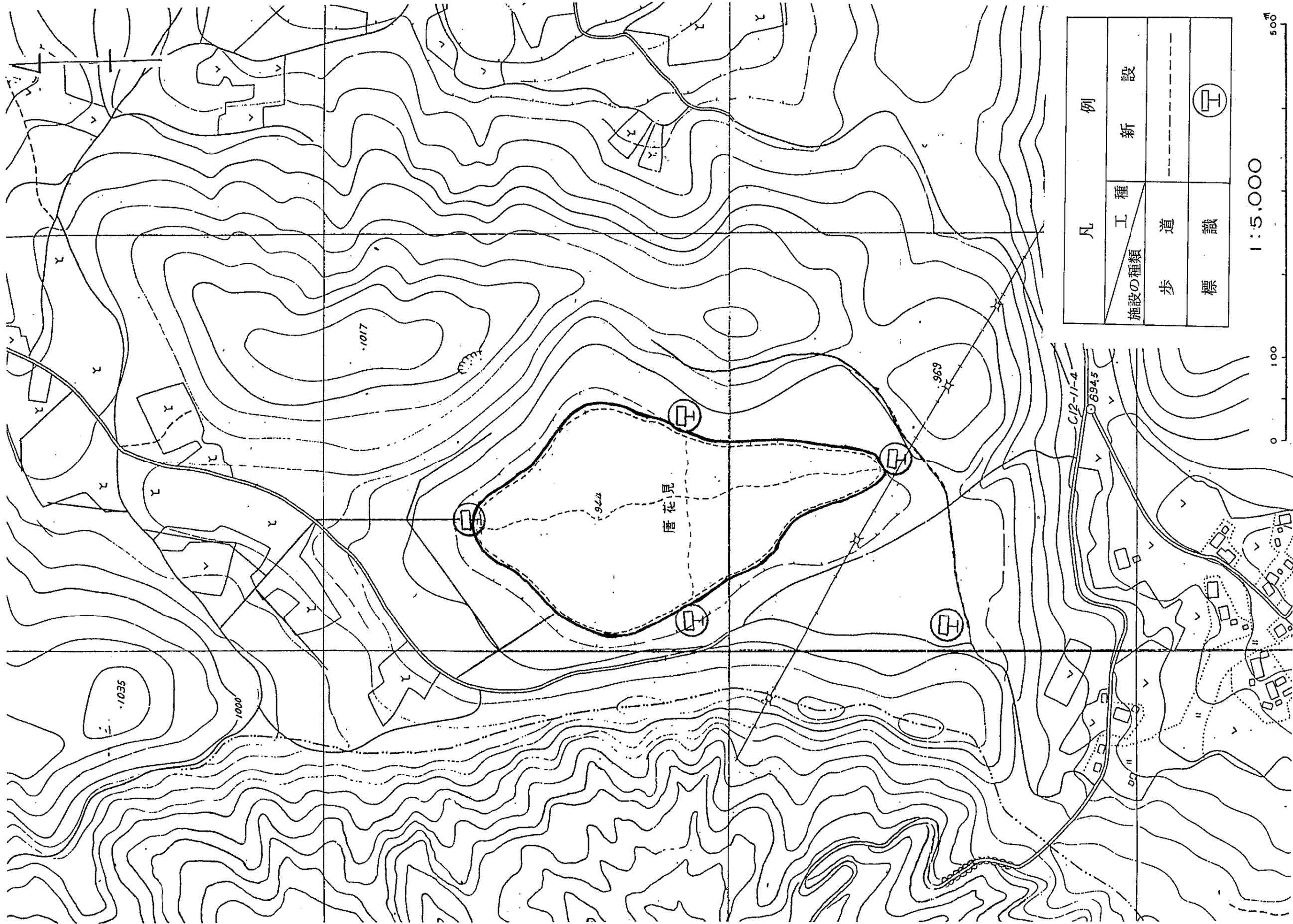


区域線凡例	
① — ②	土地所有界 (公—民)
② — ①	土地所有界 (民—民)

1:5,000

0 100 500

唐花見湿原県自然環境保全地域保全計画図（施設）



凡 例	
施設の種類	工 種
歩 道	新 設
標 識	— — — — —
	Ⓜ

1:5,000

0 100 500